

# 生産性向上設備または先端設備の購入を検討されていますか？

皆さま、いつもお世話になります。

この度、2018年10月31日に株式会社ネクスト・プラスが経営革新等認定支援機関の認定を取得したことを皆さまへご報告いたします。

東大智税理士事務所も以前より取得しています。

## 経営革新等認定支援機関とは...

中小企業が安心して経営相談等ができる専門家であり、国が公的機関として認定したものであり、その認定者は、税理士・公認会計士・弁護士等の士業や、金融機関・商工会議所・商工会等多方面にわたります。

中小企業は、経営革新等支援機関の支援を受けることにより、保証料の減免や特別償却・税額控除、補助金の受給等を受けることができます。

特にこの1年で多いお客様からの依頼をご紹介します！

- ・生産性向上設備の導入による経営力向上計画書の作成
- ・先端設備導入計画の作成

## <対象設備>

設備の種類	用途又は細目	最低価額	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	全て※3	30万円以上	6年以内
建物附属設備※1	全て※4	60万円以上	14年以内
ソフトウェア※2	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの	70万円以上	5年以内



工業会からの生産性向上設備又は先端設備に該当する**証明書が必須**です。さらに、固定資産の**取得前**の計画書を提出し、認定を受ける必要があります。取得をすると決めた時点でご連絡いただければ、認定支援機関として計画書を作成します。取得後では間に合いません！！（有料となります）

例えば、500万円のユンボを購入した場合

### ・経営力向上計画の提出

500万円の特別償却もしくは税額控除を選択できる。

償却資産税  $500 \text{万円} \times 1.4\% \times 1 \div 2 = 3.5 \text{万円} \times 3 \text{年間} = 10.5 \text{万円}$  が免除される

### ・先端設備導入計画の提出

償却資産税  $500 \text{万円} \times 1.4\% = 7 \text{万円} \times 3 \text{年間} = 21 \text{万円}$  が免除される

償却資産税については、取得前に計画書の提出が必要です。

取得前にご相談を当社までお願いします。

